

万葉集の卷末補遺部における二つの問題

後藤利雄

万葉集卷二十の末尾歌群六十首（四四五七〜四五一六）は、万葉集全体から見て、補遺もしくは拾遺の部分であろうとする私見は、拙著『万葉集成立論』（昭和42年、至文堂）や、「万葉集の成立」（昭和48年、有精堂『万葉集講座』第一巻）において述べた。その部分には、多くの不備が目立ち、全体とは異なる記述法も少なからず存することは、既に指摘した通りである。しかしその後の検討の結果、不備として挙げた一つに訂正を要するものがあることを知った。それから配列の順序等において妥当を欠くと思われる事例が更に二例ほど存することを知った。

六十首を補遺部と見ること自体に反論もあるが、本稿では前論の延長線上において、訂正と補足の意見を述べてみたいと思う。ただし、不備や欠陥を妥当に指摘することは、一方において私見に対する批判や反論に配慮することにもなるであろうと考えるからである。

一、噓族歌の作歌動機

一

族を噓す歌一首并に短歌

四四五 久方の 天の戸開き 高千穂の 獄に天降りし 皇祖の 神

の御代より 抱弓を 手握り持たし 真鹿兎矢を 手挟み添へ

て 大久米の 丈夫武雄を 先に立て 鞆取り負せ 山河を

盤根さくみて 履み通り 国まぎしつつ 千早振る 神をこと

むけ 服従はぬ 人をも和し 掃き清め 仕へ奉りて 秋津島

大和の国の 橿原の 敵傍の宮に 宮柱 太知り立てて 天

の下 知らしめしける 皇祖の 天の日嗣と つぎて来る 君

の御代御代 隠さはぬ 赤き心を 皇方に 極め尽して 仕へ

来る 祖の職と 言立てて 授け給へる 子孫の いや継ぎ継

ぎに 見る人の 語りつぎてて 聞く人の 驥にせむを 惜し

き 清きその名そ 凡るかに 心思ひて 虚言も 祖の名断つ

な 大伴の 氏と名に負へる 健男の伴

四四六 敷島の 大和の国に 明らけき名に 負ふ伴の 緒こころ 勤めよ

四四七 劔刀いよよ 研ぐべし 古ゆ清けく 負ひて来にし その名そ

右の長歌と反歌二首は、天平勝宝八歳六月十七日に、大伴家持が詠んだ六首中の三首である。これには次のような左注がついてい

右、縁、淡海真人三船讒言、出雲守大伴古慈斐宿祢解任。是以家持作此歌也。

この注について代匠記が「孝謙紀によれば、勝宝八歳五月に、古慈悲も三船も、共に罪有て、左右衛士府に禁ぜらると見えたるを、ここにはいかで三船の讒言にて古慈悲は任を解るとかかれけん、知がたし」として以来、それに準じた見方が行われてきたが、私注は次のような新しい見方を提示した。

製作の事情は左注によって知ることが出来る。左注の意は「淡海三船が不当の訴告を受けたのに連坐して、出雲守大伴古慈悲が解任されたので、家持が此の歌を作った」と解すべきである。「縁」は因縁などの縁ではなく、縁坐の縁である。縁坐は連坐と同じく、共犯同罪の意の法律用語であるが、唐律は専ら此の語を用ゐ、日本律又踏襲して居るから、律令官僚たる家持には慣用の語であつたらう。「讒言」の「讒」は「譖」に通用される字で、譖は誣を交へた訴、即ち不当な告訴の意である。讒言のさうした意の用例は未だ手近に見当らないが、ここで用ゐた意はさうと断すべきである。即ち単なる誣告ではなく、幾分の事実も存しながらも、不当に虚偽を加へた告訴の意で誣告とは使ひ分けられたものである。「三船讒言」は三船の受けた讒言と解すべきである。というのである。

この事件を記した統紀の文は、
(天平勝宝八歳五月) ○癸亥(十日)。出雲国守從四位上大伴宿祢古慈斐。内豎淡海真人三船。坐。誹。謗。朝廷。无。人臣之礼。禁。於左右衛士府。○丙寅(十三日)。詔。並放免。

とあるが、「文章構造上やや無理がある」ことを認めながら、古典

大系は、私注説ならば、「統紀の記事に合ふ」ことを理由にそれを支持して、「右は、淡海真人三船の讒言に縁りて、出雲守大伴古慈斐宿祢解任せらる。是を以ちて家持此の歌を作れり」と読みくだしている。

私注よりも数年早く出た全註釈も、「……古慈斐と共に罪せられたことになつてゐる。讒は、人の悪をいふ意の字であるから、統紀本紀の伝の如く、朝廷を誹謗した罪を問はれ、古慈斐もこれに座したのであらう」と言つており、私注と似た考えを持っていたのではないかと見ることが出来る。

私注や古典大系が、右のように見ようとするのは、宝龜八年(七七)八月十九日の古慈斐没の記事に、

勝宝年中。累遷從四位上衛門督。俄遷。出雲守。自見。疎外。意常鬱々。紫微内相藤原仲滿。誣以誹謗。左降。土左守。促令之任。未幾。勝宝八歳之乱。便流土佐。

とあって、讒言者が藤原仲滿であるが如く見える文が、統紀に記されているからである。

この左注について、私も前に意見を述べたことがある。すなわち『万葉集成立論』において、私は万葉集の注文における「縁」字の使用例から推して、ここのみが特殊な意味に用いられたとは考えられない由を述べ、統紀の記し方を見ても「古慈斐の方が先に書かれていて、位も上である。三日後(丙寅・十三日)には両者とも『放免』されているから、罪に軽重があつたと思われぬ。そういう場合、位の下の方が上の者に縁坐(連坐)するとは言つても、反対は言わないのではあるまいか。また讒言ニ縁坐スルというのも、語法的におかしい」ことを理由に、私注説に賛成できないことを述べ

た。そして

かくて此の左註は、讒言者藤原仲鷹を、被讒言者の三船に誤っている点で、大きく史実に相違するものと言わなければならぬ。当時兵部少輔であった家持の誤るべくもない誤りと言えよう。窪田、評釈は「廷臣の心情が動揺してゐた際なので、家持はさうした誤聞をし、直ちに作歌をしたものと見える」と言っておられるが、一時の「誤聞」なら、いくらも訂正の機会があつたはずで、誤記のまま伝えるはずがないように思う。家持以後の、誤伝、誤解に基づく註記と見るべきものの如く、それ以外の根拠は、甚だ薄いと言わなければならない。

と推論したのであつた。
そして有精堂、万葉集講座に「万葉集の成立」という文を書いた時も、その考えを踏襲し、長い間家持以外の人の註記と見てきたのであるが、しかし今は、その見方は間違つていたのではあるまいかと思つている。

その考えを述べると当つて、古慈斐の経歴を表にしてみると、

天平19(747) 1・16 正五位下から従四位下

天平勝宝1(749) 11・28 従四位下から従四位上

勝宝年中(右と同時か) 累遷従四位上衛門督

同(年月不明) 俄遷出雲守

天平勝宝8(756) 5・10 禁於左右衛士府

同8・5・13 放免

勝宝年中(年月不明) 左降土左守

天平勝宝9(757) 7・4 流土左

宝龜1(770) 11・6 先位より本位従四位上に

同 1・12・22 為大和守

同 2(771) 11・25 正四位下

同 6(775) 1・15 従三位

同 8(777) 8・19 薨

のようになり、出雲守に左遷された年月と土左守に左降された年月が不明である。なお出雲は上国、土佐は中国である。衛門督は従四位相当官、上国の守は従五位相当官、中国の守は正六位相当官である。

二

大伴古慈斐の経歴において、衛門督になつたのは、従四位上になつたのと同時と見てよいと思われるが、出雲守に左遷されたのが何時か、何の理由によつてかは分らない。「俄カニ出雲守ニ遷サル。疎外セラレテヨリ意常ニ鬱々タリ」という記述があるのみで、疎外された理由はどこにも記されていない。従四位相当官から従五位相当官へ遷されるには、かなりな理由がなければならないと思われるが、記述は何もないのである。ただ想像できるのは、橘諸兄の致仕(失脚)に関係があるのではないかということである。諸兄は天平勝宝八歳(756)二月二日に致仕している。正一位左大臣の諸兄は、従二位、栗隈王の孫で従四位下美努王の子であつた。王族の出であつて藤原氏にとっては目の上の瘤的存在であつたが、反面大伴、佐伯等の旧氏族にとっては親しい存在であつた。彼の致仕につづく逝去(天平勝宝9・1・6)は、そのまま藤原仲鷹の勢力伸長へと繋がるものであつた。旧氏族で頭を出していたような人は、次々と左遷されたり、遠島させられたりしてゆく。古慈斐の出雲守への左遷も、恐らくはその一例と見てよいのではないかと思う。

それから土佐守に左降された年月日の記述もないが、家持が喻族歌を詠んだ天平勝宝八歳六月十七日までは、その事実は無かつたわけであるから、それから翌年の七月四日、任国である土佐に流されるまでの間の出来事と見てよいであろう。そして古慈斐の出雲守解任は喻族歌の詠まれた直前、すなわち勝宝八歳の六月上中旬頃と考えてよいと思われる。喻族歌に見られる家持の口調の烈しさから見て、事件後二十日も一カ月も経った後の歌とは考えられないからである。

右の推定に従って、再び表示すれば、

七五六、二・二 諸兄致仕
(勝宝八)

二月中 古慈斐出雲守へ左遷

五・一〇 古慈斐衛士府に禁ぜらる

五・一三 同放免

六月上中旬頃 古慈斐出雲守解任

六・一七 家持「喻族歌」詠作

(不明) 古慈斐土佐守へ左降

七五七、一・六 諸兄没

七・四 古慈斐任国(土佐)へ流さる

の如くなるものと見て大過ないように思われる。土佐守へ左降された月日は不明であるが出雲守解任後間もなくと見てよいかも知れない。

ここで注意しなければならないのは、衛士府に禁ぜられてから、出雲守解任まで約一カ月の時日があったらうと推定できる点である。これまでは衛士府に禁ぜられてから、土佐守へ左降されるまでのことを、一つづきの事件と見てきているが、少なくとも二つに分

けて見るのが正しいのではないだろうか。つまり衛士府に禁ぜられた時は、共通の被害者であった三船が、約一カ月後には、古慈斐を讒言する立場に立ったのではあるまいか。そこにはそれだけの時間的余裕が存在するように思えるのである。

ここで試みに三船の経歴を見てみると、

天平勝宝三(751) 一、二七 賜_レ充位御船王淡海真人_一

天平宝字元(757) 賜_レ姓淡海真人_一、起_レ家_二拜_二式部_一、少丞_一(延暦四、七、十七紀)

天平宝字四(760) 一、二一 尾張介正六位上淡海真人三船_{為_二山陰道使_一}

同 六(762) 一、九 從五位下淡海真人三船_{為_二文部少輔_一}

同 八(764) 八、四 從五位下淡海真人三船_{為_二美作守_一}

同 八(764) 九、二二 從五位下淡海真人三船_{正五位上}

天平神護二(766) 二、二一 功田甘町ヲ受ク

同 二(766) 九、二三 正五位上淡海真人三船_{為_二東山道使_一}

同 三(767) 三、二〇 正五位上淡海真人三船_{為_二兵部大輔_一}

(以下略)

の如くで、極めて順調に上昇していることが知られる。古慈斐が徐々に陥没してゆくのは対照的である。衛士府禁錮は彼にとつて、何らかのかけりを作らなかつたのである。前科のある三船が黙つたまままでいて、そのような結果が將來されることは考えられないことである。しかも延暦四、七、十七日紀によれば、この事件のあつた翌

年に、三船は昇任しているらしく見えるのである。この部分の記述はややあいまいであるが、本来ならば降格されて然るべき禁錮者が、反対に昇任しているらしく見えるふしがあるのである。そして讒言者が昇任するのは、当時のならわしで、この年に古慈斐讒言の褒賞があったのではないかと考えられるのである。

天平神護三年（七六七）六月五日の勅語に「粟性聡明ニシテ兼テ文史三明力ナリ」と賞揚されている如く、三船は頭の切れる、機を見るに敏な男であった。諸兄失脚後の天下の大勢が誰に傾くかを見誤るようなことはなかった。特に三日間の禁錮が契機になって、彼の姿勢は急転換をする。橘諸兄、奈良麻呂の側から藤原仲麿の側へと向きを換える。そしてその手始めにかつての仲間であり、共通の被害者でもあった大伴古慈斐を仲麿に売る。

そのような陰の動きがあったのではないか。如何に頭脳明敏でも、それだけでは時の人となることが出来ない。主流派に向きを変えることなくしては、その明敏さは評価を受けることなく、却って排斥指弾を受ける素材になるであろう。三船の主流派への転換、それこそ古慈斐讒言がきっかけとなったもののように見られるのである。

一従って「縁_二淡海_一、真人_二三船_一、讒言_二出雲守大伴古慈斐宿衿解任_一」も、文字通り素直に三船の讒言によって古慈斐が解任された意に解してよいように思われる。

では「紫微内相藤原仲満、誣ルニ誹謗ヲ以テシテ、土佐守ニ左降セラル」の文はどう解するかということになるが、これについても筆者を含めてこれまで誤った見方をしてきたように思われる。「つまり讒言の主は仲麿である」（古典大系）とする見方は、筆

者も支持してきた見方であるが、誤っていたものと言わなければならぬ。これまで讒言と誹謗を直線的に結びつけて考え過ぎたように思われる。誹謗の方は、讒言のあとに起った事と思う。^(注)誰かの讒言を聞いたから、それをもとにして誹謗できたものと思う。仲麿は当時既に新勢力の第一人者にのし上っていたのであるから、陰口をきいたり讒言をしたりする必要はない。反対に讒言を聞く側にいるのである。天平勝宝九歳（宝字元年）七月二日に橘奈良麻呂等の謀略に関する讒言が上道臣斐太都によってなされたのも「内相」つまり仲麿に対してであった事を見ても、そのことは頷かれるところであろう。そしてその讒言をもとに、仲麿は古慈斐を誣るに誹謗を以てしたものと思う。

かくて淡海三船は、仲麿に対して古慈斐を讒言することによって立身へのいとぐちをつかんだものと思う。しかし恵美押勝の乱には、仲麿を捉縛する側に廻って功績をあげて、正五位上勳三等に叙せられているわけである（延暦四・七月紀）。性識聡敏には相違ないが、頗る世渡りの遊泳術にたけていた人であったといつてよいかと思う。三船は

天智天皇―大友皇子―葛野王―池辺王―御船王
（弘文天皇）
（三船）

の如く、天智天皇四代の子孫にあたり、天武の系統を継ぐ当時の朝廷に不満をもっていたであろう。特に仲麿一人によって動かされかけてきた諸兄致仕後の朝廷の在り方は、彼の批判心を煽つたであろう。だから捕えられ禁ぜられることも当然の成り行きといつてよく、その時点までは同じ批判勢力の大伴氏と完全に同調できたわけである。それが古慈斐を讒言することにより、反対側についたわけ

で、それと知った家持の怒りの激しさも推察できるといふものである。

このようにして喻族歌の左注は三船の讒言によって古慈斐が解任された意にとつてよく、古典大系や拙著『万葉集成立論』の受取り方は間違っていたものと言わなければならない。従つて不備の一つは消去することになるわけである。

注 日本古典文学全集には「彼（三船）は仲麿に疑証を強要されたのか。あるいは家持が仲麿の威を恐れ筆を曲げたのか、それとも誤解か、謎は尽きない。しかし家持の言を信ずる限り、仲麿の讒言による」という『純日本紀』の記載こそ仲麿誅滅後の曲筆で、仲麿の子刷雄に親しい三船は保身のために囮となつて仲麿に尽くし、最後にこれを捨てたのであろう」という新しい見方がある。

これは従来の説よりも深く考えられたものと見られるが「純日本紀」の記載を「仲麿の讒言による」と解するのは同様に問題である。「誣ル」にも「誹謗」にも「讒言」の意味はないからである。統紀の文は「仲満が悪口を言つて誣り、土左守に左降された」と解すべきで古慈斐への直接の言動と見られるものである。また「保身のため」の「囮」説も考え過ぎであらう。王族出身の三船にそこまで身を貶める理由があつたとは考えられないからである。

二、末尾歌の不備

万葉卷二十の末尾の部分に、次のような一群がある。

四四六〇 堀江漕ぐ伊豆手の船の楫つくめ音しば立ちぬ水脈早みかも

四四六一 堀江より水脈さか上る楫の音の間なくそ奈良は恋しかりける

四四六二 船競ふ堀江の川の水際に来居つつ鳴くは都鳥かも

右三首江辺作之

四四六三 ほととぎす先づ鳴く朝明如何にせば我が門過ぎし語りつぐま
で

四四六四 ほととぎすかけつつ君が松蔭に紐解き放くる月近づきぬ

右二首二十日大伴宿禰家持依興作之

右の終末の左注は元曆校本万葉に、

右五首、二十日大伴家持依興作之

とあり、諸写本と相違する。しかし近時の注釈書は、元曆校本によつて解釈するものが多い。例えば古典大系は

五首とあるのは元曆校本だけであるが、次点本であるによつて探る。前の三首と計五首と見る。

とし、沢瀉氏の注釈も、

「五首」は元曆本による。四、紀など「二首」とある。前の三首に対して二首とあるのが正しいやうであるが、それは仙覚がさう感じて「二首」と改めたものと思はれる。前の三首には作者の名がないので、それも含めて「廿日家持作」を明らかにしようとして「五首」としたもので、それが原本の姿と思はれる。

と述べている。

元曆校本は次点本に相違なく、またその他の諸本は何らかの形で仙覚本の影響を受けていることは確かであるが、しかし右のように単純に割り切つてよいかどうか甚だ疑問であると言わなければならない。

少しく遡つて、全註釈はどのように見ているかと言へば、「右三首、江辺作之」については、

江は、難波堀江をいふ。作者の名を記さないが、家持の作であらう。前に三月七日の馬国人の家の歌があり、次に二十日の歌があるから、その間で、七日に近い頃の作であらう。

としながら、後の注記を「右五首……」とする元曆校本によって「霍公鳥の鳴く四月の近いことを歌ってゐるので、三月二十日である」としているのは、少しくあいまいである。

私注は

「右二首」を元曆本には「右五首」とするので、それによれば、作者を注しない前の三首を家持作とするには都合がよいが、廿日依興作は、以上二首にだけかかるものに相違ないから、元曆本にはより難い。前の三首の作者を注し落したと見るべきだ。

とするのは、妥当な見方のように思えるが、なおつづけて「尤も始めから注のしるし方が拙いので、元曆本の伝によるべしとするならそれも一案であらう」と、やはりあいまいな論述に流れているのである。

このところは、目録にも

二十日大伴宿称家持依興作歌五首

とあり、五首一括してあるが、これは決して一括できないものであることは、後に述べる通りである。

その点、全釈は両注をわけて見て、四四六四の歌のあとの評に、「君がとあるから、妻か知人に送ったのであらう。難波での作とする説が多いけれども、前の歌の吾が門は、離宮に陪従しての言葉としては受け取れぬ。帰宅後の作で、人に贈らむが為の歌であらう」といって「吾が門」という言葉に注目したのは、たいへん優れた見

方であったと言つてよいかと思ふ。

四四六三の解釈として

○郭公ガ今年ニナツテ初メテ鳴ク今朝ハ、珍シクモアリ嬉シクモアリ、コレヲ皆ニ知ラセ伝ヘテヤリタイガ、ソレマデ、ドウシタラ郭公ハ吾ガ家ノ門ヲ、過ギ去ツテシマハナイデアアラウカ。ドウカシテ留メテ置キタイモノダガ。(全釈)

の如きが正しいならば、全釈の言い分は極めて妥当なものととして、受け止められなければならないものと思ふ。

それで万葉集から「吾が門」を詠みこんだ歌を求めると、四四六三のほか、次の九例がある事が知られる。

打ちなびく春立ちぬらし吾が門の柳の末に鶯鳴きつ(巻十、一八

一九)

秋されば置く白露に吾が門の浅茅がうら葉色づきにけり(巻十、

二一八六)

吾が門の浅茅色づくよなはりの浪柴の野の黄葉散るらし(巻十、

二一九〇)

吾が門にもる田を見ればさほの内の秋はぎすすき思ほゆるかも

(巻十、二二二一)

久かたの雨のふる日を我が門にみの笠きずて来る人や誰(巻十

二、三二二五)

吾門の榎の実もりはむ百千鳥千鳥は来れど君そ来まさぬ(巻十

六、三八七二)

吾が門に千鳥しば鳴く起きよ起きよ我が一夜妻人に知らゆな(巻

十六、三八七三)

我が門ゆ鳴き過ぎわたるほととぎすいやなつかしく聞けど飽きた

らず(卷十九、四一七六)。

わがかどの片山椿まことなれ我が手ふれななつちにおちもかも

(卷二十、四四一八)

がそれで、作者未詳歌が多いが、それでも「吾が門」を、自分の家の門の意に詠んだ例がすべてであると思う。すなわち、

恋ひ死なば恋ひも死ねとや我妹子が我家の門を過ぎて行くらむ

(卷十一、二四〇一)

における「我家の門」と同じ意味で、それを簡略に言ったのが「吾が門」であると見てよいと思う。

従つて二首は奈良帰京後、自宅においての作と見るべきである。

この点、日本古典文学全集(小学館)は、

○「続日本紀」には、四月十七日(太陽曆五月二十日)に還幸したとあり、この「二十日」は四月のそれである。

と注し、従来の三月二十日説を却けたのはさすがである。この時の行幸は二月二十四日から四月十七日までの長期門にわたり、その間家持はずっと旅先にいたわけであるから、自宅を素材に歌を詠むことは出来なかつたわけで、右の指摘の正当さが証せられると言つてもであらう。

評釈(窪田)は、

前の三首は行幸の供奉の際の歌で、此の二首はそれと同日に作つたのである。想像の歌であるから、同じく難波にあって作つたのであらう。

と言つているが、ここまで曲げては、万葉集の歌の評釈はできないのではないだろうか。旅先にいるのに自宅にいるように装つたり、鳴きもしないほとときずを鳴いたように偽つたりするのは、古今集

作者ならともかく万葉集作者には例のないことだといつてよいかと思つ。

それにしても四四六二のあとの注は、作者名を記さないという点において、四四六四のあとの注は作歌の月を記さないという点において、共に不備な左注であると言つてよいであらう。

二

万葉集卷二十の末尾に、また次のような歌の一群がある。

依^リ興^メ念^ヒ思^フ高^ク円^ニ離^レ宮^ノ処^ニ作^ル歌^五首

四四六 高^ク円^ニの野^ノの上^ノの宮^ノは荒^レれにけり立^タしし君^ノの御^ノ代^ノ遠^クそけば

右^ノ一^ノ首 右^ノ中^ノ弁^ノ大^ノ伴^ノ宿^ノ祢^ノ家^ノ持

四四七 高^ク円^ニの野^ノの上^ノの宮^ノは荒^レれぬとも立^タしし君^ノの御^ノ名^ノ忘^レれめや

右^ノ一^ノ首 治^ノ部^ノ少^ノ輔^ノ大^ノ原^ノ今^ノ城^ノ真^ノ人

四四八 高^ク円^ニの野^ノ辺^ノはふ^ク葛^ノの末^ノつひに千^ノ代^ノに忘^レれむわが大^ノ君^ノかも

右^ノ一^ノ首 主^ノ人^ノ中^ノ臣^ノ清^ノ麿^ノ朝^ノ臣

四四九 はふ^ク葛^ノの絶^レえず徳^ノはむ大^ノ君^ノの見^レしし野^ノ辺^ノには標^ノ結^ノふべしも

右^ノ一^ノ首 右^ノ中^ノ弁^ノ大^ノ伴^ノ宿^ノ祢^ノ家^ノ持

四五〇 大^ノ君^ノの戀^ノぎて見^レすらし高^ク円^ニの野^ノ辺^ノ見^レることに哭^クのみし泣^クかゆ

右^ノ一^ノ首 大^ノ蔵^ノ大^ノ軸^ノ甘^ノ南^ノ備^ノ伊^ノ香^ノ真^ノ人

この一群と、次の「属^スヨ目^シ山^ノ斎^ニ作^ル歌^三首」とは

二月、於^テ式^部大^ノ軸^ノ中^ノ臣^ノ清^ノ麿^ノ朝^ノ臣^ノ之^ノ宅^ニ宴^ス歌^十首(四四九六一四

五〇五)

と、

二月十日、於^テ内^ノ相^ノ宅^ニ餞^ス渤海^ノ大使^ノ小^ノ野^ノ田^ノ守^ノ朝^ノ臣^ノ等^ノ宴^ス歌^一首(四五一四)

との中間に位置する。そして右の「二月」が、天平宝字二年の二月

であることは、それ以前の年紀、以後の年紀から推して明らかである。

元曆校本では、四五〇六〜四五一〇の一群を、前群に含め、「二月……宴歌十五首」に作っており、これに従う本も多い。例えば全註釈は、

仙覚本に十首に作つてゐるのは「依興各思高円離宮処作歌」(四五〇六〜一〇)を別としたのである。それも同じ宴の作であるから、元曆校本に十五首とせるを可とすべきである。しかし實際には、その次の属目山斎作歌三首も、同じ宴の作であるから、十八首とあるべき所だ。

という理由で元曆本に拠り、注釈も、

「十五首」は元による。他は「十首」とある。「十首」とあるは(四五〇五)までをさしたので、「十五首」とあるは(四五一〇)までをさしたものである。

と言いながらも、元曆本により「十五首」とし、古典大系の頭注も「十五首とは四五一〇までを含めた教である」としている。また日本古典文学全集の「万葉集」頭注が、

底本などには「十首」とあるが元曆校本による。四四九六〜四五〇五は十首だが、同時の作四五〇六〜四五一〇の五首を含めて「十五首」としたものだ。しかし、四五一一〜四五一三も同時の作と思われぬのに「十八首」としていいことは疑問。

とするのは、全註釈と同じく「十八首」にまで拡げて見る見方を妥當とする主張と解される。

しかし、この題詞は「……宴歌十首」とある諸写本の方が正しいと思う。元曆校本には、意によって本文を改めることが再々あ

る。特に卷二十の末尾には、そのようなさかしらが目立ち、注意を要するところと思われる。諸写本が「十首」とするのに、ただ一つ「十五首」に作る元曆校本に拠る近代の説には同意することができない。

そしてそのことは「依興各思高円離宮処作歌五首」(四五〇六〜四五一〇)の歌の内容を検討することによつてはつきりする。そののみかそれは万葉集の編纂の問題にも大きな関わりをもつのである。

多可麻刀能 努敷波布久受乃 須惠都比尔 知与尔和須礼牟
和我が於保伎美加母

右一首 主人中臣清曆朝臣
波布久受能 多要受之努波牟 於保吉美乃 売之思野辺尔波
之米由布倍之母

右一首 右中弁大伴宿禰家持

の二首が、問題をほらむ歌である。

すなわち、四五〇八の歌の第二句「野辺這ふ葛の」と、四五〇九の初句「這ふ葛の」が、問題の急所になる。四五〇八の歌は、第二句までが比喩の序になり、「高円の野辺をほう葛の末の長いように、いつまでも千代の後にも忘れ去るわが大君であろうか。いや何時までも決して忘れることではない」(古典大系)の意である。また四五〇九の歌は、初句が比喩の意をもつ枕詞で、「ほう葛の絶えないように、絶えずお惚びしたいわが大君の御覽遊ばした野辺には、記念に標繩を張るべきだと思ふ」(同)の意である。

この両歌に詠まれてゐる「葛」は、秋の七草の中の一つであることは、山上憶良の「萩の花尾花葛花 瞿麦の花女郎花また藤袴朝顔

の花」(巻八一五二八)によって、周く知られている。これは花を問題にするので、季節は秋になるが、「這ふ葛の」という枕詞の場合、季節は何時になるだろうか。

四三 同石田王卒之時、山前王哀傷作歌一首

つのはさふ、響余の道を 朝さらず 行きけむ人の 思ひつ
つ 通ひけまくは ほととぎす 鳴く五月には 葛蒲草 花
桶を 玉に貫き一云貫 かづらにせむと 九月の 時雨の時は
黄葉を 折りかざさむと 延ふ葛の いや遠永く一云葛の根の
万世に 絶えじと思ひて一云大船の 通ひけむ 君をば明日
ゆ一云君を 外にかも見む思ひたのみて

右一首、或云 柿本朝臣人麿作 (巻三・挽歌)

三七三 大崎の荒磯のわたり延ふ葛のゆく方もなくや恋ひわたりなむ

(巻十二、寄物陳思)

三七四 足柄の箱根の山に粟まきて実とはなれるを会はなくもあやし

或本歌末句曰、這ふ葛の引かば寄り来ねしたなほなほに

(巻十四、相模国相聞)

作主未詳歌一首

三七五 梨なつめ黍に粟次ぎ延ふ葛の後にも逢はむと葵花咲く

(巻十六)

の四例が、他の枕詞の例であるが、四二三の歌では季節がわからない。石田王の卒した年時が不明だからである。同じく三七〇二、三三六四の場合も季節がはっきりしない。しかし三三三四では「這ふ葛の……葵花咲く」と詠まれており季節が類推できる。つまり葵の

花の咲くのは晩春から初夏にかけてであるから、それに季節をあわせたらうと考えられる。

それから枕詞ではない、実景を詠んだ「這ふ葛の」例として次の歌がある。

一九一 藤波の咲く春の野に這ふ葛の下よし恋ひば久しくもあらむ

(巻十、春相聞)

藤は晩春から初夏にかけて咲くが、巻十では春の部に置かれている。三三三四の歌とあわせて、「這ふ葛」の季節感を汲み取ることができるよう思う。

それから「這ふ葛の」のほかに「夏葛の」という枕詞がある。

大伴坂上郎女歌一首

六四九 夏葛の絶えぬ使のよどめれば事しもあるごとと思ひつるかも
の例の如く「絶えぬ」にかかる。これは季節が夏であることは言うまでもない。

常識的なわれわれの観察からしても、葛がぐんぐん這い出すのは、五、六月頃(陰曆四、五月頃)である。陰曆二月十日(西洋曆で三月二十四日にあたる)以前に、葛が這うという現象は見られない。その頃は葉が落ち枝の先端部分も枯れ落ちて、木質部だけ残った葛を見るに過ぎないであろう。新芽が萌え出すにも未だ若干の間がある頃かと考えられる。

四五〇六、四五二〇の一群五首は、高田離宮の荒れたことを嘆く歌である。美しく手入れのゆきとどいていた離宮を、いま見ると荒れ放題に荒れて、葛が生い茂っているというのである。そういう歌が、葛の葉の影も見えない季節に作られるはずがないと言って過言でないであろう。

従ってこの一群は、誤って二月のところに置かれたものと見るべきである。作者が共通しているので、ここに置いたものであろうが、不注意のそしりを免れがたいところと思われる。

これにつづく歌は

属「目山齋」作歌三首

望二 鴛鴦の住む君がこの山齋今日見ればあしびの花も咲きにける

かも

右一首 大監物御方王

望三 池水に影さへ見えて咲きにはふあしびの花を袖に扱入れな

右一首 右中弁大伴宿禰家持

望三 磯影の見ゆる池水照るまでに咲けるあしびの散らまく惜しも

右一首 大藏大輔甘南備伊香真人

の三首である。最近の注釈者は、これをも前群（四四九六～四五〇〇）に含めて見ようとしているが、妥当な見方とは言いがたい。この三首も、四五〇六～四五〇〇の一群とはもちろん、四四九六～四五〇五の一群とも別時の作と見るべきであろう。それは次の理由による。

先ずこの三首は、何れもあしびの花を詠んでいて、早春の作であることが明らかである。従って這う葛を詠んだ四五〇六～四五〇〇の一群と季節が相違し、異時の作であることに説明の要はない。それから四四九六～四五〇五の十首は、早春二月の作であること、題詞に言う通りであるが、次の二点から見て、この三首と同時の作とは見做しがたい。

（一）作者群に違いがある。十首の中には御方王がいないのに、あと

の三首の中には、御方王が入っている。他の二名は共通しても同

時同メンバーの作とはしがたい。

（二）十首の中には、「君が家の池の白波磯に寄せしはば見とも飽かむ君かも」（四五〇三、家持）や、「磯の裏に常夜日来住む鴛鴦の惜しき我が身は君がまにまに」（四五〇五、今城）の如き、山齋を詠んだと見られる作が、既に存在する。改めて「属「目山齋」作歌」の題詞をおこす必要を感じできない。それに作品をよく読むと、中臣清麿宅の山齋は、松を基調として、海岸を象つたものであるのに対し、後者は池のほとりを花で飾つた山齋で、別邸の山齋であることがわかる。

かくて

A群 四四九六～四五〇五

B群 四五〇六～四五〇〇

C群 四五一～四五一四

の三群は、別時の作品と見てよく、決して同じ題詞のもとにくれないものであることが明瞭になったと思う。それだけでなく、B群は

二月十日、於「内相宅」餞「渤海大使小野田守朝臣等」宴歌一首

望二 青海原風波なびき行くさ来さつむことなく舟は早けむ

右一首、右中弁大伴宿禰家持

のあとになければ、季節の推移が一貫しないことが判明したのと思う。次の四五一一の歌は初秋の七月五日の作であるから、もちろんそれよりは前に詠まれたろうことに疑いが無い。

万葉集の末尾の部分に、このような編纂上のミスが見出されることは、万葉集全体の編纂、成立の問題に大きな関わりをもつのであると考えられる。家持でない最終編者の存在はやはり大きな問題として残るであろう。